

習志野市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について

1. 習志野市個人情報保護条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）が制定され、すべての国民に「個人番号」が付番されることとなりました。「個人番号」は「個人情報」に該当し、習志野市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定が適用されますが、マイナンバー法は「個人番号」をその内容に含む「特定個人情報¹」及び「情報提供等記録²」について、より厳格な保護措置を講ずることとしており、地方公共団体に対し、マイナンバー法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講じることを求めています（マイナンバー法第31条）。

習志野市では、このマイナンバー法への対応として行う条例改正のほか、個人情報保護制度の運用上、改正が必要と考えられる点について改正を行うものです。

2. 改正箇所概要

I. マイナンバー法への対応として条例改正が必要な箇所

- ①特定個人情報及び情報提供等記録の保護のための措置
（マイナンバー法第29条及び第30条を踏まえた条例改正）

II. 制度の運用上、改正が必要と考えられる点

- ①法人その他の団体の役員の情報を個人情報として取り扱うよう改正。
- ②実施機関³が個人情報を取り扱う事務を委託等する場合に講じなければならない個人情報保護措置について、実施機関が派遣労働者に事務を行わせる場合にも、個人情報保護措置を行うよう改正。
- ③実施機関又は指定管理者から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたものより、当該業務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該業務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたものに対して、個人情報保護措置を講じるよう義務付けるよう改正。
- ④実施機関又は指定管理者から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたものより、当該業務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該業務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたものの受託した業務に従事している者及び従事していた者並びに派遣労働者及び派遣労働者であった者に対して守秘義務を課し、条例上の

¹ 特定個人情報：個人番号又はこれと対応する符号をその内容に含む個人情報（マイナンバー法2条8号）

² 情報提供等記録：マイナンバー法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報（特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者・提供者の名称、照会・提供された特定個人情報項目等）

³ 実施機関：市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者及び議会をいう。（条例第2条第2号）

罰則対象とするよう改正。

⑤データとして保存されている自己情報の開示方法を規則委任事項とするよう改正。

⑥存否応答拒否の規定の新設。

⑦開示請求対象自己情報が存在しない場合に、不存在決定を行うよう改正。

⑧他の実施機関より個人情報を収集する場合に、条例上適法な提供を受けて収集することを可能とする旨の規定を新設。

3. 各改正箇所の説明

I. マイナンバー法への対応として条例改正が必要な箇所

①特定個人情報及び情報提供等記録の保護のための措置

(マイナンバー法第29条及び第30条を踏まえた条例改正)

マイナンバー法第29条及び第30条では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）等における特定個人情報及び情報提供等記録の取り扱いに係る読み替え規定を設けており、マイナンバー法第31条では、地方公共団体はこの読み替え後の行政機関個人情報保護法等の措置の趣旨を踏まえ、その保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保及び地方公共団体が保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止などを実施するために必要な措置を講ずるものとされています。改正が必要となりうる点とその改正趣旨及び条例の改正点は以下の表のとおりです。

マイナンバー法に伴い必要となる条例改正点

	特定個人情報（情報提供等記録を除く）	情報提供等記録	マイナンバー法の趣旨	条例改正案での対応
	必要な保護措置のための措置			
①特定個人情報の利用の制限（条例8条の2）	以下の例外を除いて原則禁止 ⑦人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき ④激甚災害時等に、金融機関等があらかじめ締結した契約に	利用目的以外の目的での利用を禁止する。	特定個人情報は、利用目的以外の目的での利用について、通常個人情報よりもさらに厳格に利用が許容される例外事由を限定している。 また、情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での	特定個人情報の目的外利用ができる場合を「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき」と規定する。 ④激甚災害時等…の場合における目的外利用については、市は目的外利用が認められる主体に該当

	基づく金銭の支払いを行うために必要な限度で利用するとき		利用を禁止する。	しないため、改正案には盛り込まないものとする。
②特定個人情報の提供の制限（条例８条１項）	提供できる場合を、マイナンバー法１９条の各号に該当する場合に提供できるようにする。		マイナンバー法において特定個人情報を提供することができる場合は、マイナンバー法第１９条各号に掲げられた場合に限定されているため、個人情報保護条例上も特定個人情報を提供できる場合を同条各号に掲げられた場合に制限する。	個人情報を目的外に提供できる場合の規定を、特定個人情報に適用しない旨の規定を設ける。
③代理人による開示・訂正・利用停止請求（条例１３条２項（開示）を改正。条例２１条２項（訂正）、２４条２項（利用停止）にて１３条２項を準用）	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による、開示請求、訂正請求を認める。	特定個人情報は、他市町村等の他団体と情報連携が行われることから、本人の自己の個人情報に対する関与について、より一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求及び訂正請求を行うことを認める。	特定個人情報については、特別の理由なく任意代理人による開示・訂正・利用停止ができるよう改正する。
④特定個人情報の利用停止請求（条例２４条１項１号、２号）	以下の場合についても利用停止請求を認める。 ①利用制限に対する違反 ②収集制限・保管制限に対する違反 ③ファイル作成制限に対する違反 ④提供制限に対する	利用停止請求を認めない。	マイナンバー法では、特定個人情報について、マイナンバー法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、個人情報保護条例においても同様の措置を講ずる。	特定個人情報（情報提供等記録を除く）の利用停止請求を認める場合を、マイナンバー法第２９条の規定による読み替え後行政機関個人情報保護法の規定と合わせ改正する。

	違反		なお、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めない。	
⑤開示手数料の減免（条例36条1項：改正無し）	経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額または免除できるようにする。		経済的な理由等によらずに、各個人が特定個人情報を容易に確認できるようにするため、開示手数料の減額又は免除の措置を講ずる。	もともと減免規定があるため、改正不要。
⑥他の制度との調整（条例37条1項）	他の法令による開示の実施との調整規定を設けている場合は、かかる規定を適用除外とする。		番号制度では、特定個人情報等を閲覧できるウェブサイト（マイポータル）を通じて自己の個人情報を閲覧できるようになり、マイポータルによる開示のほうが利便性が高い場合が想定されるため、番号法では、他の法令等により同一の方法での開示が認められる場合にもマイポータルによる開示を認めることとしている。そのため、個人情報保護条例においても他の法令等による開示の実施との調整を行わず、開示請求の重複を認めることとする。	他の制度との調整規定から特定個人情報を除外する規定を設け、特定個人情報については、他の法令等による開示の実施との調整を行わず、開示請求の重複を認めるよう改正する。
⑦開示・訂正に係る事案の		開示・訂正決定に際し他の機関へ	情報提供等記録については、他機関で開示等	開示・訂正請求の移送規定を設けるとともに、情

<p>移送及び情報提供等記録の適用除外（条例 15 条の 2、23 条の 2）</p>		<p>の移送を認めないようにする。</p>	<p>の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続を適用除外とする。</p>	<p>報提供等記録について除外規定を設けることで対応する。</p>
<p>⑧特定個人情報の提供先等への通知（条例 23 条の 3）</p>		<p>訂正については、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知するようにする。</p>	<p>各地方公共団体の個人情報提供等記録は情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することとする。</p>	<p>特定個人情報の提供先に対する通知規定を新設し、個人情報提供等記録を訂正した場合には、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に訂正した旨を通知する規定を設ける。</p>

II. 制度の運用上、改正が必要と考えられる点

①法人その他の団体の役員を個人情報として取り扱うよう改正。

現状の条例では、法人その他団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報については、条例上の個人情報からは除外されていましたが、行政機関個人情報保護法ではこのような除外規定がないため、行政機関個人情報保護法に合わせ改正します。

②実施機関が委託等をする場合に講じなければならない個人情報保護措置について、実施機関が派遣労働者に事務を行わせる場合にも、個人情報保護措置を行うよう改正。

現状の条例では、実施機関が個人情報を取り扱う事務を委託等するに際して、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならないとされている場合は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を委託する場合と、実施機関が指定管理者の指定を行う場合となっており、実施機関が派遣労働者に事務を行わせる場合は含まれていませんでした。

この点について、市の窓口等で対応する者が職員か派遣労働者かにかかわらず個人情報適切に管理されなければならないことから、派遣労働者に個人情報を取り扱う業務に従事させる場合には、実施機関は当該個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない旨の改正を行います。

- ③実施機関又は指定管理者から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたものより、当該業務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該業務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたものに対して、個人情報保護措置を講じるよう義務付けるよう改正。

現状の条例では、実施機関が保有する個人情報の保護対策の一貫性を確保し、個人の権利利益を保護するために、実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託等（事務の委託又は指定管理者の指定）を受けたものについて、実施機関と同様の個人情報の安全確保の努力義務を負うと規定しています。実際の運用としては、実施機関が個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、習志野市個人情報取扱事務委託等の基準に基づき、個人情報取扱特記事項を契約において締結することで、契約事業者に個人情報の適正管理に努めさせることとなっています。

しかし、市民にとっては、委託か否か、施設の管理が市の直営か否かに関係なく、自己の個人情報は適切に管理されることを期待し、また、個人情報の漏えい等が発生した場合の影響は、実施機関から漏えいした場合と異なることから、実施機関又は指定管理者から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたものから当該業務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該業務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたものまで含めて個人情報保護措置を取ることを義務規定の対象とし、さらに努力義務規定であったものを義務規定とするものです。

- ④実施機関又は指定管理者から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたものより、当該業務の全部又は一部の委託を受けたもの及び当該業務につき順次にされるその全部又は一部の委託を受けたものの受託した業務に従事している者及び従事していた者並びに派遣労働者及び派遣労働者であった者に対して守秘義務を課し、条例上の罰則対象とするよう改正。

市における電子計算機処理に係る個人情報の漏えいは、個人の権利利益の侵害の危険性を増大させるとともに、市政における個人情報の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な市政の遂行に重大な支障を生じさせるため、条例上の罰則対象行為となっております。

現状の条例では、委託先及び指定管理者の従業者又は従業者であった者に対しては守秘義務及び罰則を科していますが、個人情報の漏えいは、実行者が職員か、受託業務従事者か、指定管理業務従事者か、派遣労働者かによって、保護法益に対する侵害の程度には差がないので、実際に個人情報に触れる機会のある再委託先の従業者や派遣労働者等に対し、保護義務及び罰則を科すものです。

⑤データとして保存されている自己情報の開示方法について、規則委任とするよう改正。（規則にて電磁的記録として保有している個人情報の開示については、CD-R等の電磁的記録媒体に複製して渡せるよう改正予定。）

条例では、開示請求対象自己情報が磁気テープ等に記録されている場合には、印字装置を用いて出力した物の閲覧又は写しの交付を行うことが条例第17条第2項にて定められており、データ保有している自己情報は紙に印刷した物を交付することとなります。このため、CD-R等への複製による交付が規定上不可能となっています。

この点について、今後マイナンバー制度の導入に伴い情報提供等記録のデータ形式でしか保有していない自己情報についても開示の必要性が増すことから、CD-R等への複製による開示方法について対応できるようにするため、条例上磁気テープ等に記録されている自己情報の開示方法は規則委任形式に改めるものです。

⑥存否応答拒否の規定の新設。

存否応答拒否とは、開示請求に対し請求対象自己情報の存否自体を明らかにすることなく当該開示請求を拒否することです。これは請求対象自己情報の存否自体が明らかになることにより、不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることがあるため、それを保護しようとするものです。

具体的に存否応答拒否を行う例としては、犯罪の内偵捜査に関する情報、褒章関係の候補者の選考状況に関する情報及びドメスティックバイオレンス関係の被害者の所在に関する情報などが挙げられます。

現状条例では該当する規定がなく、上記情報等についての自己情報開示請求があった場合に対応できないため規定を追加するものです。

⑦開示請求対象自己情報が存在しない場合に、非開示決定を行うよう改正。

条例では開示請求対象自己情報が存在しない場合には、条例第15条第6項の規定により、開示請求者に対して、対象自己情報が存在しない旨を書面により通知しなければならないこととされています。現状の規定は、対象自己情報が存在しない場合はその事実を通知するというものでありますが、これについて行政不服審査法上の‘処分’にあたることを明確するため、対象自己情報が不存在の場合には、開示しない旨の‘決定’を行うとの規定に改めます。

決定の種類としては、現行制度上

I 現行 開示請求対象自己情報の全部を非開示とする場合→非開示決定

開示請求対象自己情報が不存在の場合 →不存在通知

となっているものを上記⑤の存否応答拒否を含め、非開示決定（非開示理由の記載欄に理由を付記することで区別）にて処理します。

II改正後 開示請求対象自己情報の全部を非開示とする場合
開示請求対象自己情報が不存在の場合
開示請求対象自己情報について存否応答拒否する場合

}→非開示決定

⑧他の実施機関から個人情報の収集をする場合に、条例上適法な提供を受けて収集することを可能とする旨の規定を新設（第7条第3項第6号）。

条例上個人情報の取り扱いについては、条例第7条で収集制限、条例第8条で利用及び提供の制限を実施機関に対して課しています。収集制限の内容としては、事務の目的達成の必要最小限の範囲で、原則として本人から個人情報の収集を行うこととしており、第7条第3項各号にて、その例外規定を下のとおり設けています。

条例第7条第3項各号抜粋

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 公知性の生じた個人情報であるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心身喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

また、利用及び提供制限については、事務の目的以外の目的のために個人情報を利用及び提供することを禁止し、第8条各号にて、その例外規定を下のとおり設けています。

条例第8条各号抜粋

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 公知性の生じた個人情報であるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

実施機関が個人情報を適正に取り扱っているかを判断するには、事例ごとにその収集、利用及び提供が適法であるかを判断します。ここにいう‘利用’とは個人情報を保有する実施機関の内部において当該個人情報を使用することをいい、‘提供’とは個人情報を保有する実施機関が当該実施機関以外のものに当該個人情報を知ら

せることをいいます。

例として、市長部局内のある課で所管している個人情報を、市長部局内の他の課に移転させる場合は、個人情報の‘利用’となり、‘収集’には当たりません。移転先が市長部局以外の実施機関（教育委員会など）である場合には、個人情報の‘提供’と‘収集’が適正に行われているかを重複して検討することとなってしまいます。

この点については、条例8条各号の規定により取扱目的以外の目的のために他の実施機関に提供することが認められた個人情報について、その実施機関が収集する場合は、条例により提供する側において、すでに収集したときの取扱目的以外への提供の妥当性の判断がなされているので、重複して制限する必要はないと考えられます。そのため、他の実施機関より個人情報の収集する場合に、条例第8条上適法な提供を受ける場合を条例第7条第3項の収集制限の規定に追加するものです。

参考資料

- (1) 現行 習志野市個人情報保護条例
- (2) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の読み替え後の規定
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律